

男衾駅東西自由通路の通行が可能となります

平成25年から進めてきた男衾駅周辺地区整備事業のうち、男衾駅東西自由通路が竣工し、自由通路で駅の東西口を24時間通行できるようになります。

これにより、これまでの東口に加えて西口からの駅利用が可能となり、朝夕の送迎時の自動車や歩行者等の混雑が緩和され利便性が向上します。

なお、自由通路および駅舎の竣工を記念して、7月15日(金)午前10時から開通記念式典を行います。

■開通日時
7月16日(土)始発から

■男衾駅東西自由通路開通記念式典
日時／7月15日(金)午前10時から
場所／男衾駅東口（富田1792-1）
内容／9：30～ 催し物（尺八・歌など）
10：00～ 式典
10：30～ 自由見学
11：00 終了

問い合わせ／都市計画課(☎581・2121内線241)へ。

■男衾駅周辺地区整備事業のポイント

男衾駅は大正14年に東口のみ開設された古い地上駅で、駅前広場も十分に整備されていませんでした。また、ホンダ寄居新工場や彩の国資源循環工場が稼働し、最寄駅である男衾駅の利用者数の増加が予想されています。

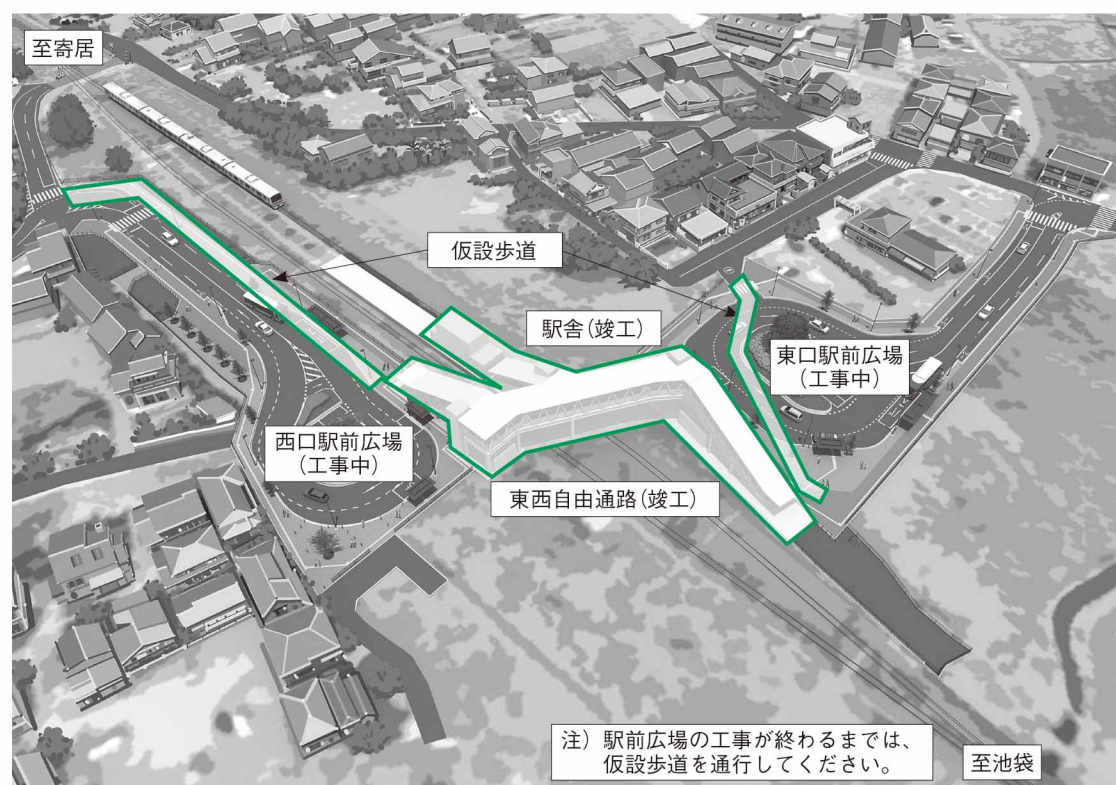
そこで、駅利用者の利便性の向上と安心して暮らせる住環境の整備を目的として、駅周辺の整備事業を進めてきました。

自由通路と駅舎の竣工により、駅利用者の利便性の向上と、安心して暮らせる住環境の確保が期待されます。

■事業概要

事業名／男衾駅周辺地区都市再生整備計画事業
事業主体／寄居町
事業面積／90.7ha
事業期間／平成25年度～平成28年度（予定）
総事業費／約22億円
事業内容／東西自由通路、駅舎築造、公衆トイレ、東西駅前広場、駐輪場、明神川改修、周辺道路整備等
竣工施設／東西自由通路、駅舎、公衆トイレ

男衾駅周辺地区完成予想図



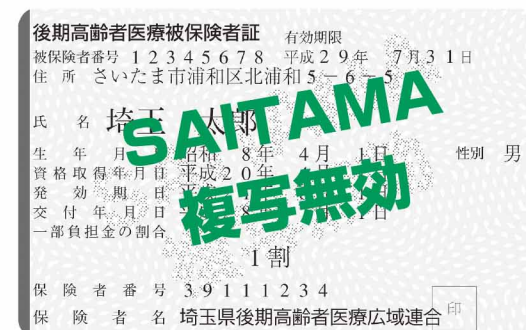
お知らせ
します！

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

新しい被保険者証を郵送します

後 期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までです。新しい被保険者証（左端に緑色の線）を7月中旬に書留郵便でお送りします。8月1日から医療機関等を受診の際は、新しい被保険者証をご使用ください。有効期限の切れた被保険者証は、8月以降に町民課窓口へご返却いただくか、ご自身で切り刻むなどして破棄してください。

なお、前年の所得を基準に一部負担金割合の負担区分判定が行われます。通常の方は「1割」負担ですが、住民税課税所得が145万円以上の被保険者は一定以上所得者（現役並み所得者）に該当し、同一世帯内の被保険者も自己負担の割合が「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が、被保険者が1人の世帯で383万円未満、同じく2人以上の世帯で520万円未満の方には、「基準収入額適用申請」の案内を郵送しています。申請が認められるとその翌月から「1割」負担になります。詳しくは町民課へお問い合わせください。



被保険者証サンプル

保険料納入通知書等を郵送します

後 期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額をもとに、本年4月から翌年3月までの1年分が、被保険者一人ひとりに賦課されます（加入月数により減額されます）。

被保険者の方それぞれの一年間の保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料の徴収事務は町が実施します。

保険料の納付方法は、原則「特別徴収」（年金からの天引き）です。しかし、諸条件により特別徴収にならない方は、「普通徴収」（納入通知書または口座振替）でお支払いいただきます。被保険者の方には、保険料額を記載した納入通知書または決定通知書を7月中旬に郵送します。

○特別徴収（年金からの天引き）の場合

年金の受給金額が年間18万円以上で、今年の2月まで特別徴収（年金からの天引き）で納付していた方は、平成28年度も特別徴収となりますので、保険料額決定通知書を郵送します。この通知書に記載された金額が年6回の年金支給時に、受給額から天引きされますので、ご確認ください。なお、所得の上昇等により、保険料額が年金支給額に対して大きく増加した場合、年度途中で天引きから普通徴収に切り替わることがあります。

○普通徴収（納入通知書による納付、または口座振替）の場合

平成28年4月以降に75歳の誕生日を迎えた方や、他の市町村から転入された方、年金の受給金額が年間18万円未満の方、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方等は普通徴収になりますので、7月から来年2月までの計8回、保険料をお支

払いいただきます。すでに口座振替をお申し込みいただいている被保険者の方は、指定日に口座から引き落とされます。口座振替をご希望の場合は、口座振替可能な金融機関へ直接お申し込みください。申し込んだ翌月からの引き落としになります。

なお、本医療制度加入前に、国民健康保険税を口座振替でお支払いいただいていた方については、口座振替契約を引き継がないため、新たに申し込みが必要です。

また、昨年10月以降に75歳の誕生日を迎えた方や10月以降に転入された方等は、今年の7月9日が普通徴収であっても、10月から特別徴収が開始される場合があります。納入通知書をご覧になり、10月から保険料金額が特別徴収の欄に記載してある方が該当します。

※納付方法の変更

特別徴収で支払っている方で、特別徴収を中止したい場合は町民課へ「納付方法変更申出書」を提出してください。その場合、併せて金融機関で口座振替依頼手続きを行ってください。ただし、これまでの納付状況等から変更申出を認められない場合もあります。また、口座振替に変更した方で、残高不足により引き落としができず、保険料の納め漏れとなった場合は、特別徴収に変更されることもあります。

※社会保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度加入の前日に社会保険等の被扶養者だった方は、保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」は賦課されません。「均等割額」は、9割が軽減され、1割を納めていただきます。

問い合わせ／町民課(☎581・2121内線111)へ。